

令和 6 年 8 月 2 日

職員のコンプライアンス違反について

(公金着服及び隠蔽事案)

【概要】

市職員が令和 5 年 9 月末頃までに利用者から集金した児童館講座の教材費及び負担金 19 万円を着服し、私的利用した。

この着服行為について、当該職員の上席にあたる 5 人の職員は、令和 5 年 11 月 14 日時点で認知していたにもかかわらず、所属部署内で隠蔽を図り、公金着服の事実はないと虚偽の業務報告書を作成した。

令和 6 年 1 月に内部公益通報によりその事実を認知した市は、調査を開始したが、当初、関係者は虚偽の証言を行い、事実を隠蔽した。

その後、令和 6 年 4 月下旬から 5 月上旬にかけて、当該職員及び関係者が事実を告白し、公金着服及び隠蔽の事実を認めた。

なお、着服した 19 万円は、当該職員が令和 5 年 11 月 15 日に 6 万円、11 月 21 日に 13 万円を返済している。

【処分年月日】

令和 6 年 8 月 1 日（木）

【被処分者、処分内容及び処分理由】

所 属	職 名	性 別	年 齢	処分内容	理由
子育て健康部 (当時：保健福祉部)	係長	女性	52 歳	免職	着服
福祉部 (当時：保健福祉部)	部長	男性	54 歳	停職 3 月	隠蔽
子育て健康部 (当時：保健福祉部)	次長	男性	53 歳	減給 10% 3 月	隠蔽
子育て健康部 (当時：保健福祉部)	課長	女性	56 歳	減給 10% 2 月	隠蔽
福祉部 (当時：保健福祉部)	副参事	男性	52 歳	減給 10% 2 月	隠蔽
子育て健康部 (当時：保健福祉部)	課長補佐	女性	59 歳	減給 10% 1 月	隠蔽

【再発防止に向けた取組】

このような事案が二度と起こることがないように、管理監督の立場にある職員については、危機管理研修を追加実施するとともに、全職員については、コンプライアンス及び公務員倫理に対する意識を強化させるための研修を継続実施します。

また、物理的な対策として、現金管理を避け、通帳管理によるチェック体制の強化を全庁的に行うとともに、キャッシュレスで対応できる環境を構築していきます。

【市長コメント】

この度、本市職員が公金 19 万円を着服するという事案が発生し、また、その行為を隠ぺいするといった、全体の奉仕者として、コンプライアンス及び公務員倫理を徹底し、市民の模範となるべき職員さらには管理監督職員が、市民の皆様の信頼を損ねる行為を行ったことは、誠に遺憾であります。

ご迷惑をおかけした市民の皆様に、心よりお詫び申し上げますとともに、市民の皆様の信頼を大きく損ねる結果となりましたこと、重ねて深くお詫び申し上げます。

着服金については全額返還されておりますが、当該職員については、8 月 1 日付をもって懲戒免職処分とするとともに、隠蔽に関与した管理監督職員についても厳正な処分を行いました。

今回の不祥事は、当該職員の倫理観の低さと自覚の欠如はもとより、組織としての管理監督体制の甘さに起因するものと言わざるを得ません。

二度とこのような不祥事を起こすことのないよう、全職員に対し、公金を取扱うことの重大さを改めて認識させるとともに、特に幹部職員には、コンプライアンスの徹底を指導する立場として、率先して不正な行為の防止を図り、公正な職務の遂行を徹底してまいります。

また、公務員としての倫理及び服務規律の確保を徹底させるとともに、現金を取り扱わないキャッシュレスの仕組みを導入し、物理的な対策も講じていくことで、市民の皆様からの 1 日も早い信頼回復に全力を尽くしてまいります。